

## 場外離着陸の許可基準に係る通達の一部改正について

平成 20 年 4 月 30 日

国土交通省航空局

技術部運航課

### 1. 背景

国土交通省航空局では、飛行場以外の場所において航空機が離着陸を行うこと(場外離着陸)に関し、離着陸を行う航空機並びに周辺の人及び物件の安全を確保する観点から、離着陸帯、周囲の物件、安全上の措置等に関する許可の基準を設けております。

近年、災害時における救援体制強化の観点から、機動的に活動できるというヘリコプターの役割がますます重要となってきたところ、これを踏まえ、学識経験者から構成される「航空安全基準検討委員会」における審議を経て、安全が確保されることを前提に、災害時におけるヘリコプターの場外離着陸の許可基準に係る通達について所要の改正を行うこととしました。

なお、この改正は、構造改革特区に係る第12次提案におけるヘリコプター場外離着陸許可期間の延長にも対応するものです。

### 2. 概要

災害時のみに使用するヘリコプターの場外離着陸場について、安全が確保されることを前提に、最長で3ヶ月となっている現行の許可期間を見直し、最長で1年とすることとします。

### 3. スケジュール(予定)

適用:平成 20 年 7 月

以上